



戸倉在郷工区の台風19号被害を調査する農業委員の様子

新年のご挨拶 南三陸町農業委員会会長 遠藤重幸



新年明けましておめでとうございます。

東日本大震災から早いもので8年9ヶ月が過ぎ、農地の復旧も完了し稲の作付けが各所で行われ、農業分野での復興も一步一步着実に進んでおります。

今年は元号が令和となり初めての新年です。7月には東京オリンピックが開催されるなど、新しい時代が始まろうとしております。

昨年は甚大な被害をもたらした台風19号により、南三陸町においても河川氾濫や土砂崩れがあり、農地については田畑の法面崩壊や土砂流入などが至る箇所が発生しました。その際、農業委員会でも農地パトロールを実施し、被害にあった田畑の遊休農地化の減少に努めるべく、国・県・町に整備助成等をお願いしているところであります。

農家の皆様には整備済みの農地で作付けされていない箇所が各集落でありますことから、我々農業委員や農地利用最適化推進委員等を交えた集落全体での話し合いを行い、ぜひ営農再開に繋げていただきますようご協力をお願いするものであります。

農業委員会でも農地の利用集積や遊休農地の発生防止に向けて取り組み、担い手に作付けしていただけるよう地域農業発展及び農業活性化の推進を展開してまいりますので、今後とも皆様のご協力についてお願い申し上げます。

この1年、皆様が健康で輝かしい年になることを心からご祈念申し上げ、新年の挨拶といたします。



農地の売買・ 貸借・転用に関する Q & A

**農業者の皆さんが所有している自分の農地を
売買・貸借・転用する場合には、農業委員会の
許可を受ける必要があります。**

* 許可なく無断で転用し、原状回復
などの命令に従わない場合、懲役
または300万円以下の罰金という
罰則の適用もあります。



Q1 農地を売買、貸付けするとき、どのような手続きが必要ですか？

農地や採草放牧地を耕作目的で売買または賃貸借する場合は、農地法第3条の許可申請が必要となります。また、農地を取得する方は、耕作面積が申請地を含め10a以上ないと許可されません。

* 南三陸町では農家の必要最低下限面積は10aです。

Q2 農地を利用して自宅を新築したいが、どのような手続きが必要ですか？

- 農地が「自分の所有」の場合……農地法第4条の許可申請が必要となります。
- 農地が「自分以外の所有」の場合……農地法第5条の許可申請が必要となります。

* 申請書類は農業委員会に備えてありますので、ご相談ください。

* 農地が南三陸町農業振興地域整備計画の農用区域内の場合は、除外手続きが必要となりますので、役場農林水産課までご相談ください。

(問合せ先：役場 農林水産課 農林業振興係 ☎46-1378)

Q3 農地に資材や車を一時的に置く場合も農地転用は必要ですか？

農地以外に利用する場合も許可が必要となります (資材置場・現場事務所など)。

Q4 1筆の面積が広く分筆を伴う農地転用の場合、手続きはどうすれば良いですか？

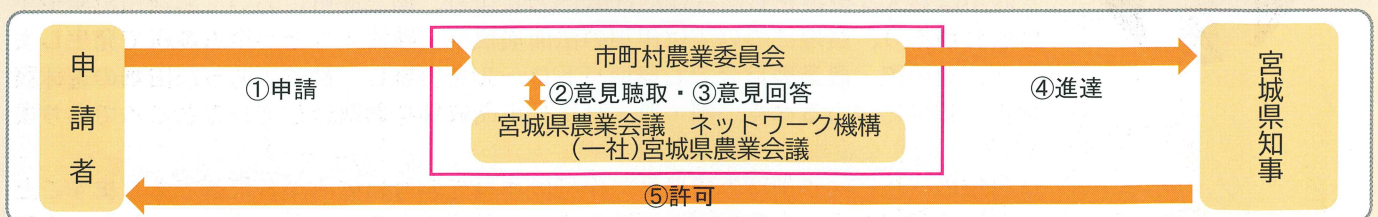
原則、分筆登記完了後の農地転用手続きとなります。

特に所有権移転及び地目変更が伴うものであれば、必ず分筆登記が必要となります。

Q5 農地転用の申請から許可が出るまでの基本的な手続きの流れを教えてください。

農地の転用計画ができましたら、所定の書類を添えて、農地法に基づく許可申請書を農業委員会へ提出してください (所定の書類とは、登記事項証明・公図・印鑑証明・住民票などです)。

* 南三陸町の場合は、毎月10日が申請書類の受付締切日です。



農業者の老後の強い味方『農業者年金』のご紹介

農業者年金は、**農家を対象とした公的な年金制度**です。税制面で**社会保険料控除などの優遇措置を受けられる**ほか、認定農業者の方には**保険料の国庫補助**などもあります。農業に従事している方については、真剣に加入を検討するだけのメリットがある制度です。加入できる可能性のある方は、詳細を確認してみてください。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせ下さい。【☎ 0226-46-1378 内線371】

台風19号被災農地等にかかる町独自支援制度

<制度概要>

現在、南三陸町では台風19号により被害を受けた農地及び農業用施設の復旧を支援するため補助制度の用意を進めております。(支援事業の内容は以下のとおり)

1 補助金の対象者 農地所有者、耕作者(借受者)、農業団体(水利組合など)

2 補助の対象となる工事 農地や農業施設の原形復旧に要する費用を対象とします。
ただし、**来年度以降も耕作する農地のみ**を対象とします。
(例:畦畔復旧、土砂撤去、客土、法面復旧、用排水路復旧など)

3 補助対象経費 農地等の復旧に必要な経費で町長が必要と認めた経費が対象

対 象	対 象 外
①工事請負費(業者に依頼する経費など) ②資材購入費(側溝、配水管など) ③重機借上料(重機、トラックなど) ④その他、必要と認められる経費	①耕作放棄地での復旧工事 ②ハウスや倉庫などの建物の修繕 ③農業用機械の修繕、購入 ④他の補助制度を活用するもの

4 補助率及び補助金の額 (1) 補助率 **1/2**
(2) 補助限度額 **1箇所につき最大20万円**

*1箇所とは、1筆の農地内の復旧とします。1筆のなかで複数箇所の被害がある場合も1箇所として扱います。離れた箇所ではそれぞれ補助を受けることができます。

5 今後の手続きについて

(1) 補助金申請(町から申請書類を郵送)

町の確認 ⇒ 補助金申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 工事着手 ⇒ 実績報告

*申請書類が届きましたら、下記書類をご用意いただき **町の確認** を受けてください。

*すでに**復旧工事を実施した方**や、**交付決定前に事業を実施したい方**は、以下の書類をご用意の上、**町職員の現地確認** を受けてください。

(2) 申請までに用意するもの

①被災状況が分かる写真 ②復旧に要する経費の見積書 ③工事の場合には内容が分かる資料(図面等)

(3) 実績報告までに用意するもの

①完了写真 ②契約書または請求書の写し(実施内容が分かる内訳が記載されたもの) ③領収書の写し

6 担 当 窓 口 南三陸町役場農林水産課 農林業振興係 ☎46-1378



講師の説明を熱心に聞き入る委員

農業委員会では、昨年11月9日(土)に大崎市鳴子温泉の中山平地区で『鳴子の米プロジェクト』を視察してきました。

もち米のような独特な味わいの米「ゆきむすび」を一束ずつくいに掛けて天日に干す「くい掛け」と、機械で刈り取り⇒脱穀⇒乾燥調整を行う「コンバイン生産」の2種類の方法で米生産の差別化を図り、また、消費者が直接的に刈り取り体験に参加できる事業などを展開し、生産者と消費者が「深い信頼関係」を結ぶことで高い販売実績に繋がっている団体を学習してきました。

昼食では、同地区内でその米を使ったおむすび専門店「むすびや」で、美味しいおむすびを堪能しました。

みんなで、読もう! 全国農業新聞 発行日 毎週金曜日 購読料/1ヶ月700円(送料込)
お申し込み・お問い合わせは、南三陸町農業委員会事務局まで **【☎ 0226-46-1378 内線371】**

トピックス

南三陸ワイン 誕生物語

震災前、宮城県内には巨理町に小さなワイナリーが1件だけありましたが、東日本大震災で流失し、宮城県内のワイナリーは0軒となってしまいました。そんな中、復興のためにも宮城県にワイナリーを造ろうと仙台市秋保温泉地区に秋保ワイナリーができたのが平成27年でした。

当時は新興企業のワイナリーがブドウを入手するのは困難だったことから、宮城県産のリンゴを使ったお酒「シードル」を醸造していましたが、そのリンゴの品種「サワルージュ」を作って秋保ワイナリーに納めていたのが南三陸町の農家阿部博之さんでした。

秋保ワイナリーは平成28年、そのリンゴのお礼にと南三陸町へブドウの苗木100本を寄贈してくれました。その苗木が植樹され順調にすくすくと生育してくれたおかげで、町内でも本格的なワイン用のブドウ栽培を実践してみよう、将来的にこの町にワイナリーを造ろうという機運が高まり、平成29年4月に当時の地域おこし協力隊の農業推進担当を中心とした「南三陸ワインプロジェクト」がスタートします。

同年4月には追加で700本の苗木が植樹され、8月には醸造家を育成するために秋保ワイナリーでの派遣研修も開始されました。平成30年の秋には、研修者がワイン醸造の技術を習得してきた頃合いで山梨大学の先生の直接的なご指導をいただき、山形県産のブドウ「デラウェア」を使った委託醸造が秋保ワイナリーで始まります。そして、ようやくワインという形ある商品が出来たことで、いよいよ町内に本格的なワイナリーを造るため、平成31年2月に地域おこし協力隊の2名で、「南三陸ワイナリー株式会社」が立ち上げられ、同年4月には酒類販売免許を取得し、ワインの販売を開始します。そのワインは令和元年7月に開催された日本ワインコンクール2019で高く評価され、見事「奨励賞」を受賞し宮城県のワインでは初の受賞となりました。

今年（令和2年）は南三陸町産ブドウの初収穫を迎え、町内産ブドウを使った初のワイン醸造の計画が現在進められています。今年の春にはさらにブドウ畑を拡張し、夏には海が見えるワイナリーを開設するべく取り組んでいます。

町内の海産物など地元の美味しい食材を町内産ワインとともに町民の皆さんに楽しんでもらえる機会をつくり、県内外の方が南三陸に行ってみたくて思ってもらえるような「ワインと食のイベント」等を継続して開催することで、町に新たな賑わいを創出することを目標に現在活動しています。

（資料提供：南三陸ワイナリー）



当時（平成29年）の700本の記念植樹時の集合写真

編集後記

新年明けましておめでとうございます。

昨年の農業の話題としては、台風19号の話題の一言に尽きることと存じますが、令和初めての新年を迎えることで、良い年となることを切に祈っている今日この頃です。

農地の相談等については、これまで同様に各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員へお気軽にご相談くださいますようお願い申し上げます。

編集委員

委員長	阿部博之(入)
委員	及川文枝(歌)
	中島綾子(歌)
	星力(戸)
	小山富士夫(戸)
	安部三代治(志)
	阿部長喜(歌)
	元木幸雄(入)

（順不同）